

平成24年1月13日（金）

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の基本方針のポイント（案）

（平成24年1月13日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）

【基本的考え方】

（背景）障害福祉サービス関係費は、利用者数の増加等により、この10年間で2倍以上。

厚生労働大臣・財務大臣合意（平成23年12月21日）

- ・ 介護報酬改定の考え方と整合を取り、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定は、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、改定率+2.0%とする。
- ・ 改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応する。

「当面の障がい福祉施策の推進について」（平成23年12月9日民主党障がい者WT）

- ・ 福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組の継続や、地域で暮らす障害者やその家族の支援のための夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等の提案

検討チームのこれまでの検討の積み重ねを、
これらの合意等に沿って整理

福祉・介護職員の処遇改善の
確保と物価の動向等の反映

- 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算（仮称）を創設し、引き続き処遇改善が図られる水準を担保。
- * 障害福祉サービス事業所等の方が介護保険サービス事業所と比べて交付金の申請率が低く留まっていること等を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、加算要件を緩和した一定額の加算（福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分）を併せて創設。
- 改定率の決定に当たっての考え方を踏まえ、前回改定以降の物価の下落傾向を反映させ、原則として一律に（▲0.8%）基本報酬を見直し。

障害児・者の地域移行・地域生活の支援
と経営実態等を踏まえた効率化・重点化

- 地域で暮らす障害児・者やその家族が地域社会で安心して暮らすことができるよう、夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等
- 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の平成24年4月からの円滑な施行のため、相談支援や障害児支援について適切な報酬設定
- 前回改定の効果の検証、定員規模に応じた経営実態等を踏まえた効率化・重点化

※ 今回の改定が企図した効果を挙げて
いるかどうか、客観的なデータに基づ
く検証を行って次回改定の検討に活か
すなど、不断の取組が重要。

【各サービスの報酬改定の基本方向】（主なもの）

1. 福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映以外の共通的事項

- 介護職員等によるたんの吸引等を評価。
- 基金事業として行われてきた通所サービス等の送迎に係る支援を評価。
- 食事提供体制加算の適用期限を3年間延長。
- 国家公務員の地域手当の地域区分（7区分）に倣って地域区分を見直し。
（平成24～26年度にかけて毎年度きめ細かく調整し、27年度から完全施行。）

2. 相談支援

- 計画相談支援・障害児相談支援は、現行のサービス利用計画作成費の基本報酬を踏まえて基本報酬を設定しつつ、特定事業所加算分を組み入れて報酬単位を引上げ。
- 地域移行支援・地域定着支援は、毎月定額で算定する報酬を設定しつつ、特に支援を実施した場合等を加算で評価。

3. 訪問系サービス

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、サービス提供責任者の配置基準を見直し。
- 家事援助の時間区分を30分間隔の区分けから15分間隔の区分けへと見直し。
- 重度訪問介護・行動援護の特定事業所加算の経過措置を3年間延長。

4. 生活介護・施設入所支援・短期入所

- 生活介護の人員配置体制加算を適正化、大規模事業所の基本報酬を適正化、サービス利用時間に応じて報酬を設定。
- 施設入所支援の夜間支援体制等の評価を充実。
- 短期入所の評価を充実（単独型・医療型の評価を充実、空床確保・緊急時受入れを評価）。

5. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）・自立訓練

- グループホーム・ケアホーム・宿泊型自立訓練の夜間支援体制や通勤者の生活支援を評価。
- 事業所の規模に応じてケアホームの評価を適正化。
- 宿泊型自立訓練の看護職の配置を評価、長期間の支援が必要な者を3年間一定で評価。

6. 就労系サービス

- 就労移行支援の職場実習等を評価、就労継続支援B型の目標工賃達成加算を拡充。
- 就労移行支援の一般就労への定着支援の強化、一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の評価を適正化、就労継続支援A型の短時間利用者の状況を踏まえ評価を適正化。
- 就労継続支援A型・B型の重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%の算定要件を緩和した区分を新設。

7. 障害児支援（含：重症心身障害児施設から療養介護への移行）

- 新体系に円滑に移行できるように現行の水準を基本に報酬を設定しつつ、様々な障害を受け入れることができるように報酬上評価。
- 児童発達支援管理責任者は、別途専任で配置した場合に加算。
- サービス利用時間に応じて障害児通所支援の報酬を設定。
- 放課後等デイサービスの学校と事業所との間の送迎を報酬上評価。
- 障害児入所支援の小規模グループケアによる療育や心理的ケアを報酬上評価。
- 18歳以上の障害児施設入所者が引き続き必要なサービスが受けられるように配慮。